

第3期新城市障害者計画・第7期新城市障害福祉計画・第3期新城市障害児福祉計画（案）パブリックコメント実施結果

No.	ページ	提出された意見	市の考え方
1	5	『また、同年、新城市では、福祉サービスを確保し、充実させていくため、福祉従事者がこれまで以上に輝くことができるまちづくりが必要となることから、「新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」を制定しました。』この文章では条例が目指すものと違うように感じます。	本条例はとても大切なものと認識しておりますが、この条例は福祉全般に係るものと考えています。そのため福祉全般の計画と調和を図って「地域福祉計画」を策定する際に留意してまいります。
2	74	条例に関連するなら、「サービスの人材確保と質の向上」ではなく「福祉人材の確保とサービスの質の向上」としてはどうでしょうか。	
3	89・112	地域生活支援拠点等に関して、地域生活支援拠点等の運用状況を検証、検討するという表記があり、「地域生活支援拠点等運用状況の検証・検討のための手引き」や「愛知県における地域生活支援拠点等の各市町村の取組事例集」等を活用していったらどうでしょうか。	「地域生活支援拠点等 運用状況の検証・検討のための手引き」等に限らず、様々な事例などを参照して施策に生かして参ります。
4	101	③見込量確保策において、「行動援護」事業所は市内に1カ所の提供事業所があり、「現在の利用事業所で確保できる見込み」と記載がありますが、人員不足の状況の中、他サービス（居宅介護・移動支援）のニーズも徐々に増えていることから増加見込の確保策は現状のままでは難しいと思われるがいかがでしょうか。	現在も市外事業所の利用実績があり、今後も今の状況が続くことが見込まれることから必要に応じて確保に努めてまいります。